

発言抄

現場からの働き方改革を

北海学園大学教授 川村雅則 さん

昨年制定された働き方改革関連法は、働く人々の願いに添うものではないどころか、危険な側面を持つ点を確認しておく必要があります。過労死ラインに匹敵する時間外労働を上限として法認し、労働時間規制を外す高度プロフェッショナル制度を創設するなど、過労死大国ニッポンからの脱却を図るものとはいえないからです。

とはいえ、関連法の諸メニユーを労働側の力で生かすことは可能であり必要です。

長時間労働の是正というならば、36協定が労使間で結ばれているのか、労働側の代表は適正に選出されているのか、そもそも労働時間の適正な把握は行われているのか――などを点検してほしい。

働き方改革が人口に膾炙した今、社会的な運動でこれらの実現を迫っていきましょう。

2020年4月には、正規雇用者と非正規雇用者の間の不合理な待遇格差を禁止する

パート・有期雇用労働法が施行されます。確かに、企業横断的な産業別労働協約による欧州の同一労働同一賃金規制とは異なり、実効性をいぶかる声も聞かれます。

しかし、労働組合は長い間、正当な根拠なき格差の存在を黙認してきたとはいえないでしょう。格差是正のドアをこじ開けてきた人々に続き、差別を許さず、職場に正義を根付かせましょう。

私たちは、無期雇用転換規定が労働契約法に新設されるまで、隣で働く人たちの雇用不安を見逃し、有期雇用の濫用を許してきたことはなかったでしょうか。同じ過ちを繰り返してはなりません。

上からの改革に抗して、研ぎ澄まされた人権感覚に基づき現場からの働き方改革を進められるかどうか。職場をこえ、ナショナルセンターの垣根をこえた運動を作れるかどうか。そのことが今、労働組合に問われています。



かわむら・まさのり
1974年生まれ。専攻は労働経済、社会政策。共著に「ブラック企業に負けない! 学校で労働法・労働組合を学ぶ」(きょういুকネット)など。